

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事

報には毎號詳細なる商況物價の報告あり  
可し假余ひ之を促しても之に應する所となかる可シ

第三千六百九十四號  
明治廿六年六月廿九日 木曜日  
舊曆癸巳五月十六日 丁酉

(西曆一千八百九十三年  
精潮午後五時四十二分  
午後五時四十二分

時事新報の定價一部二錢は新報の頁數每號二  
頁の時に定めたるものなれども近時は世運  
に新報の紙面も次第に擴張して毎號八頁乃至  
なり一號の定價二錢としては新報社の損失裏  
事となりたれば趁に一部賣の定價を引上げる  
迫られ来る七月一日以後は新報の定價を一號  
と更ひ

際にて今後數年を推行く時は其手數の繁雜なるより便  
益人手を増加するも到底配達の手續に不都合を生ず  
の恐れなしとせず集りて本社の不都合となるものは何  
々別れて讀者の不便なるみと勿論なれば今後は長期購入  
讀者の爲め割引法を設け三ヶ月前金一圓四十五錢、一  
ヶ月同二圓八十五錢、一ヶ月同五圓六十錢とし新報保  
價の授受に關し購讀者と本社の雙方に起る前記煩雜の  
手數を省く事をなしたり

前事新規改正定價  
一 號 二錢五厘 一ヶ月 前金五十錢  
三ヶ月 前金一圓四十五錢 六ヶ月 同一圓八十五錢  
一ヶ月 同 五圓六十錢  
(以上比前金撈込に對する割引なれば萬一の都會  
後金となるものは何ヶ月の契約にても一ヶ月五十  
錢の割合とす。中止を定む)

明治廿六年六月 時事新報社

三池炭山

の事に付き三井組より太蔵省に對する訴訟は近年甚大なる大訴訟にして商賈社會の最も注目する所なれば幾輩が爰に一言を試るも無益の勢にあらざる可し抑も申立て訴訟の起原は明治二十一年大蔵省が其所有三池炭山の營業權并に付属資産を代金四百五十五萬五千圓を以て三井組に賣渡したり否だ質被したりと云ふ其所見の異同より生したるみるとして當時の事情を尋るに右代金の拂方は無利足十五ヶ年期にして初年一時に百萬圓を拂えて其後は毎年凡そ二十五萬圓づゝを納め明治二十一年にて賣渡し其營業の上にて本式に營業權并に付属資産をも示し其營業中には炭山ヒ四百萬圓にて讓受け明治三十五年に至るまで十五ヶ年の間營業すれば資本なりと約束し尙ほ參考の爲めにとて右炭山營業の收支帳算書をも示し其營業中には炭山ヒ四百萬圓にて讓受け明治三十五年に至るまで十五ヶ年の間營業すれば資本足を回復して若干の利潤を見る可し、全利は何分の目

礦主の知る所にして如何なる灾害を被るか一言の苦情である可らざるは當然の事とされども大藏省は代金の完納に重きを置て安からず思ひしものか遂に賣渡の事を断行し能はず苟も年賦金の皆済せざる間は貸渡なりとて命令書第五條に其旨を明記したるのみならず日本坑法に人民の私に據ぐ礦山には借區稅を拂ばしめ官行の山は無稅の定めなる其法に從て三井組が三池礦山を奪いながら借區稅を納めたるふとなきは正しく官行の礦山に之を三井は唯下釋請負人の事實を實際上に明にしたるものなり左れば明治二十五年六月一日より鐵業條例の實施に際し官私の別なく鐵業稅を拂ふの場合は臨み大藏省が権に貸渡の説を變じて所有權を三井に移さんとしたれども其ふれを移すや唯納稅の問題より生じたるふとして若しも新條例に於ても官有の鐵山は無稅なるふと舊坑法の如くならんには大藏省に於て變貌の要もなく三井は依然として大藏省の蔭に居りて鐵山の營業權の如くにして納稅を促さるゝふとなかる

る一位に付素人眼には到底其真偽判然せず斯る贋物を  
使用する惡漢筋下に辨別するは容易ならずとて事ら右  
の犯人を嚴密に探偵中の鳥越に下谷真仲徒寺町三丁目  
七十二番地埼玉縣土呂山田耕種方に同居の坂西慶三郎  
（二十五）は別段之記定ある職業どてもなく吉原其他の  
遊廓又は所々の特合料理店に至り多くの藝妓等を招き  
金圓を湯水の如くに費消し且つ其妻高野トヨ（二十八）  
は元秋田縣下に出稼居たる藝妓なりしお見受けなした  
る由無職業と云ひ身分不相應に金圓を詩散らし居るは  
如何と怪しき者との密告者わり依つて同官房第二  
部第一課諭の森善郎は所屬の刑事巡查林藤太郎氏外三  
氏に命じて尙ほ岡人の身元其他と探偵せしめたるに此  
慶三郎と云ふは元惡漢坐（板下越守）の幕士にして其  
當時重役をも勤めたりといふ山田大海氏の三男にて故  
あり幼年の限鶴田源助代町九番地銅版職坂西友吉の養  
子となり夫より有名なる日本橋區葛原町木崎地の銅版  
師吾妻慶三郎の弟子となり深く此道を修業し其後自持  
のよろしからぬ處より放逐され爾後は藝家とも断け出  
し所生不分明の如き品來向記の青瓦山田耕種方に上り

● 博覽會經費の陳列  
會に關する陳列  
略一萬三千七百  
する筈なりと云  
● 役員會の職務  
院へ役員會の職務  
一 伏見町商業會  
請改正に關す  
同業者合意並

積り營業費は云々炭價は云々と算定し又炭山の地質  
形及び埋藏量の數を記し炭田の五坑と名くる第  
勝立坑第二七浦坑第三大浦坑第四宮浦坑第五宮浦新  
の各坑より採掘して得らる可さ高をも逐一明細の表  
現はして遺す所なし其文字の詳なるは結約のとき大  
省より發したる命令書及び三池炭礦收支概算書等に於  
て見る可きものなり爾來三井組に於ては命令書の旨  
從ひ概算書の數を目的にして礦業を營む折柄、明治二  
十一年七月九州地方大地震の餘波を勝立坑に及ぼして  
炎を被る少なからず其復舊工事に莫大の資金を

坑法に反るものにして之を捨置可さ理由あらざれば  
なり然るに大藏省が其税の不納を不問に附したるふる  
鑓山官有と認めたるの明證なれば其官有の性質は鑓  
業條例の發布するとせざるとに論なく前後同一様にして  
て假令ひ如何なる條例を發すればとて大藏省と三井との  
關係を動かすの理由あらざればなり是等の點より論  
じ來れば三池炭山の官有にして三井組の私産ならざる  
は先づ以て争ふ可らざるものゝ如し（以下次號）

六) 深草區七  
(四十五等と)  
三丁目十六番  
に黒、青、白  
寄屋町紙問屋  
圓) にて執も  
て立派やかな  
ては兎角人目  
者) の一人なる



三四〇) 金漢跟著

卷之三

○近

千七百枚を賣  
年四月五日迄  
は淺草區馬道  
飯倉町三丁目  
八ヶ所且つ其を  
を使用したる  
田の三名は直  
藏、佐藤定吉、  
警察本部に依  
は已に同地の者  
たる坂西井田  
同人捕縛後家  
云々右贋造の二  
二十八枚なれど